

# 長野県自転車競技連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は長野県自転車競技連盟（以下「本連盟」）という。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する場所におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は長野県における自転車競技界を統括し、代表する団体として自転車競技の普及・振興を図り、もって心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自転車競技の普及及び指導並びに研究に関すること。
- (2) 自転車競技に関する競技力の向上を図ること。
- (3) 長野県の自転車競技界を代表して、公益財団法人日本自転車競技連盟、公益財団法人長野県体育協会に加盟すること。
- (4) 自転車競技に関する各種大会の開催及び指導者の養成を図ること。
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 役 員

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 理事長  | 1名  |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事   | 若干名 |
| (6) 監事   | 2名  |

(役員を選任及び職務)

- 第6条
1. 会長・副会長・理事・監事は、前任理事会において推薦し、総会の承認を経て、会長が委嘱する。総会が開催できないときは、前任理事会の結果をもって委嘱する。
  2. 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(理事長、副理事長)

- 第7条
- 理事長、副理事長は理事会において選出する。
1. 理事長は会務を掌握し、理事会の決するところにより会務を執行する。
  2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

(理事)

- 第8条
- 理事は、本連盟の業務を議決し遂行する。
2. 理事については、専門委員会委員長・副委員長とする。

(監事)

- 第9条
- 監事は、本連盟の業務及び財務を監査する。

(役員任期)

- 第10条
- 役員任期は2年間とし、再任は妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  3. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでの間なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第11条
- 役員が本連盟の名誉を汚し、または業務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、理事会の議決により解任することができる。

(顧問及び参与)

- 第12条
- 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。
2. 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
  3. 顧問は重要な事項について会長の諮問に応ずる。
  4. 参与は重要な会務に参与する。

## 第4章 会議

(会議の種類)

- 第13条
- 会議は正副会長・正副理事長会議、理事会及び総会の3種とする。

(正副会長・正副理事長会議)

第14条 正副会長・正副理事長会議は、会長が召集し議長となる。

2. 第14条第2項、第3項の規程は、正副会長・正副理事長会議においてこれを準用する

(正副会長・正副理事長会議に付議すべき事項)

第15条 正副会長・正副理事長会議に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 理事会に付議する事項。

(2) その他会長の付議した事項、並びに連盟の運営に関する事項。

(理事会)

第16条 理事会は会長が召集し、議長となる。

但し、理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は速やかに理事会を召集しなければならない。

2. 理事会は委任状を含めて2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3. 理事会の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会に付議すべき事項)

第17条 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 総会に付議する事項。

(4) 諸規定の制定及び改廃

(5) 役員に関する事項

(6) その他会長の付議した事項

(総会)

第18条 総会は毎年1回以上会長が召集する。

2. 第14条の規定は総会においてこれを準用する。

(総会に付議すべき事項)

第19条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算

- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) 役員に関する事項
- (5) その他会長の付議した事項

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第20条 本連盟は業務遂行上必要な専門的事項を処理するため、専門委員会を設けることができる。

- 2. 専門委員会は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する委員長・副委員長・委員をもって組織する。
- 3. 専門委員会の組織運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 加盟

(加盟)

第21条 個人及び団体で、目的に賛同するものは、理事会の承認を得て加盟することができる。

(資格の喪失)

第22条 本連盟の加盟者（以下「会員」という）は次の事由によってその資格を喪失する。

- 1. 脱退
- 2. 除名

(除名)

第23条 本連盟の会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 1. 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為のあったとき。
- 2. 会費を2年以上滞納したとき。

(会費)

第24条 本連盟の会費は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。

- 2. 納入した会費はいかなる理由があってもこれを返納しない。
- 3. 審判員登録者は、申請時に1年分の年会費を納付すること。  
年会費を納付しない会員は、審判登録をしない。(学生を除く)

## 第7章 会計

(経費)

第25条 本連盟の経費は次の収入をもってこれにあてる。

1. 会費
2. 補助金
3. 寄付金
4. その他の収入

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第8章 補則

(細則)

第27条 この規約施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

(付則)

- 1 この規約は昭和53年12月14日から施行する。

平成 3年 8月29日一部改正

平成11年 7月10日一部改正

平成25年 7月20日一部改正

令和 4年 2月 1日一部改正